

総合計画実施計画策定及び行政評価シート

対象年度	平成31年度										
事務事業名	権利擁護事業										
予算科目	会計	04	款	項	目	事業	要求区分	予算事業名	権利擁護事業費		
			03	03	01	1105	経常経費	根拠法令	介護保険法		
総合計画体系	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業			
	1-4ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実(高齢者福祉)						担当課係等	長寿福祉課			
	②地域包括ケアシステムの構築							地域包括支援センター			
事業期間	継続(平成19年度～平成33年度)										
【めざす姿(意図・どのような状態になるのか)】						【事業開始のきっかけや他市の状況など】					
1 専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な支援を行い、高齢者が地域において尊厳ある生活を維持できるようにする。 2 認知症への良き理解者が地域に増えることで、認知症になっても安心して暮らせる。						地域支援事業において、地域包括支援センターの必須事業、市の任意事業として位置づけられている。					
【手段(事業内容・どのようなことを行うのか)】						【対象(だれに対して・何に対して行うのか)】					
①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設等への措置の支援 ③高齢者虐待への対応 ④困難事例への対応 ⑤消費者被害への防止のための諸制度の活用促進及び体制づくり						地域住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つけられない等の困難な状況にある高齢者					
						【事業をとりまく環境の変化】 急速な高齢化、家族構成の変化等により、多様な生活問題を抱えている高齢者等が増加しており、3職種連携による必要に応じた相談対応が求められる。					
【平成31年度 事業内容】			【平成32年度 事業内容】			【平成33年度 事業内容】					
①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設等への措置の支援 ③高齢者虐待への対応 ④困難事例への対応 ⑤消費者被害への防止のための諸制度の活用促進及び体制づくり			①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設等への措置の支援 ③高齢者虐待への対応 ④困難事例への対応 ⑤消費者被害への防止のための諸制度の活用促進及び体制づくり			①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設等への措置の支援 ③高齢者虐待への対応 ④困難事例への対応 ⑤消費者被害への防止のための諸制度の活用促進及び体制づくり					
■事業費											
				H29年度		H30年度					
財源内訳	国庫支出金			64		49					
	県支出金			32		24					
	地方債			0		0					
	その他			0		0					
	一般財源			70		56					
歳入計(千円)				166		129					
歳出内訳	節(番号+名称)			金額(千円)		金額(千円)					
	08	報償費		70		20					
	09	旅費		0		6					
	11	需用費		37		16					
	14	使用料及び賃借料		52		21					
	19	負担金補助及び交付金		7		66					
歳出計(千円)(A)				166		129					
伸び率(%)						-22.28					
備考	総合計画62ページ 予算書269ページ これまで権利擁護事業に含めていた下記の事業について平成30年度からシートを分けた。 ①認知症理解普及啓発のための講演会に係ること→家族介護支援事業シートに含める。 ②認知症サポーター等養成等に係ること→認知症サポーター等養成事業費として新たに予算設定したため、平成30年度から別シートを作成。										

平成29年度行政評価シート

■指標

種類	指標名	単位		H29年度	H30年度	H31年度
活動 指標	高齢者虐待防止普及啓発研修会開催数	回	目標	1.00	1.00	1.00
	関係者に対し、高齢者虐待に関する研修会を開催する。		実績	1.00	0.00	0.00
	成年後見制度等の相談件数	件	目標	30.00	30.00	30.00
	成年後見制度に関する相談や手続き支援件数		実績	22.00	0.00	0.00
成果 指標	高齢者虐待防止普及啓発研修会参加者数	人	目標	50.00	60.00	60.00
	高齢者虐待防止について関係者へ普及啓発を行う。		実績	52.00	0.00	0.00
	消費者被害防止普及啓発講座参加者数	人	目標	30.00	30.00	40.00
	在宅高齢者に関わる支援者と消費者被害を防止するネットワークを構築する。		実績	10.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	65歳以上の高齢者人口及び独居高齢者や高齢者のみ世帯などの増加に伴い、需要が高まる ことが予想できるため必要な事業である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	実施主体は、市町村と定められており、地域包括支援センターの必須事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	国実施要項に定められた方法である。他、相談内容が複雑多岐になり、困難事例も増加し ているため行政直営の役割が必要である。
効率性	コストの効率性・ 人員効率	A 改善の余地はない	業務に従事する専門職員数は、条例に規定する基準を満たす最低限の員数である。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	目的とした対象者には概ね広く便益を提供している。 加齢に伴い認知機能や判断能力が低下した者を支援する体制を整備する当該事業は、受益 者に偏りがあると言えない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	相談対応件数が増加しており、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要に応じて 他課と連携し対応している。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	上記同様。

総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください

65歳以上の高齢者の人口の増加及び家族構成の変化等に伴い、権利擁護に関する相談件数は増加傾向である。権利擁護に関する相談は、複雑多岐になる場合が多いため、職員自身が研修等に参加し知識向上を図ることや関係者へ研修会を実施し、知識向上の機会を設けることが必要になる。また、市民へ向けた普及啓発活動を実施していくことも必要になる。

対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか

複雑多岐になる相談内容に対し、速やかな初期対応を図り、必要かつ適切な保健、医療、福祉サービスを提供する関係機関、又は制度利用につなげる等の支援を継続する。また、継続的な見守り、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者との連携を強化していく。

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

拡充（人・モノ・カネ等の拡充） 改善改革しながら継続 現状のまま継続（改善・改革なし） 統合・新規事業への展開
 縮小 休止 廃止・終了 予定どおりの要求 一部改善の上要求 今回は見送り その他の処置

改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画）

高齢者の増加や核家族化の進展により、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれており、今後、より重要な事業として位置けられる。地域包括ケアシステムの深化における共生社会の実現に向け、市として福祉分野における権利擁護事業について検討する必要がある。

2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策））

拡充（人・モノ・カネ等の拡充） 改善改革しながら継続 現状のまま継続（改善・改革なし） 統合・新規事業への展開
 縮小 休止 廃止・終了 予定どおりの要求 一部改善の上要求 今回は見送り その他の処置

企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入）

上記評価のとおり。